

事からもこれに対して措置を求められてきた。

- ④東海農政局は、濃尾用水の水利利用について、「水利権改訂推進会議」を設定し、新規事業の調整等を含め、水利権改訂のための調査、検討、協議を実施した。河川の水利利用率が高くなり、昭和42年、48年等の渇水時の特別対策が必要となり、濃尾用水の水利利用が大きく問題となった。
- ⑤濃尾用水地域において昭和30年（1955）の伊勢湾台風の影響を受け内陸部の都市化が進み、農業経営および稲作技術の変化が著しく、農業用水の期別使用量が大きく変化してきた。また、近年社会経済の発展に伴い、市街化区域の設定による都市化の急速な発展による農地の転用、上工水の需要増による地下水の汲み上げ等により水利利用の変化の要因が多くなった。

3. 2 水利協議

この様に、昭和40年（1965）犬山頭首工からの取水開始以来、40年余、これらの問題を抱え関係機関と協議・調整は次の通りである。この間の協議を大別すると5つの時期に分けられる。

- 1) 濃尾用水事業の実施に伴う流水の占用に関する協議（昭和30年～昭和34年）
- 2) 犬山頭首工の操作規程に関する協議（昭和37年（1962）～昭和40年（1965））
- 3) 犬山頭首工の期別超過取水の取扱いと木曾川総合用水事業実施に関する協議（昭和40年（1965）～昭和44年（1969））
- 4) 木曾川総合用水事業の計画変更に関連する濃尾用水水利権改定に関する協議（昭和50年（1975）～昭和53年（1978））
- 5) 冬季通水の試験通水（昭和53年（1978）～昭和60年（1985））

1) 濃尾用水事業の実施に伴う流水の占用に関する協議

流水占用に関する河川管理者等（愛知県、岐阜県、建設省）および下流利水者との水利計画に関する協議内容は、①かんがい水利権の取り消し、②犬山頭首工の最大取水量の決定、③濃尾用水事業の実施に伴う下流利水者の同意、④期別取水の決定の4点であった。

①かんがい水利権の取り消し

昭和33年（1958）10月9日濃尾用水頭首工設置に関する説明会の中で建設省から「水利権の主体

を何処にするかが問題となるので国（農林省）に水利権を与えると木津・宮田・羽島は消滅の手続きをとって貰わなければならない。各組合は同意しているが従来の水利権を取り上げてしまうことには疑義があるのではないか。京都農地事務所局長に水利権を取り上げることにより組合は異議がないか。」と問われていた。これに対して農林省から「何回も説明を実施してきているので、その点は心配ないと思う。」と返答している。

これを受けて、かんがい水利権の取消し手続きが行われた。昭和34年（1959）1月21日付け木津土地改良区理事長名で、昭和34年1月17日付け宮田用土地改良区理事長名および羽島、中部、蘇北土地改良区連合理事長名で、「かんがい水利権の取り消しについて、国营濃尾用水農業水利事業施行に伴い農林省に水利権を与えられた上は、当土地改良区所有に係る既得の水利権を取り消されても異議ありません」との文書を愛知および岐阜県知事に提出している。この文書が事実上の水利権放棄に繋がったと言われている。（2003年の国営川辺川土地改良事業に関する控訴審では、農業用排水事業および区画整理事業については、受益農家の3分の2以上の同意を必要としていた）。

この文書を提出するにあたって宮田用土地改良区は昭和34年2月5日第33年度12回理事会に諮っているが、木津用土地改良区では理事会に諮った事実はなく提出している。

この事務手続きが土地改良法32条の重要案件の2/3の同意を必要としているかに当たるとして水利権放棄の手続きとしては有効として農林省が進めた行為について大いに疑問が残るところである。この手続きがその後、物議をかもすことになった（木曾川水系農業水利誌の意見と異なる）。

2) 犬山頭首工の最大取水量の決定

犬山頭首工の最大取水量の協議は、宮田および木津用水の慣行水利権数値の解釈とその取扱いについての論議であった。農林省の水利権に対する考え方・主張は、現況における取水実態をもとに宮田用水史、木津用水史の過去の経緯から表2の慣行を含む水利権であるとして計画の最大取水量は既得の水利権の内容であると説明している。

これに対して下流利水者の代表である三重県知事は、昭和30年（1955）12月19日付けで京都農地事務所局長に対して、三重県の木曾川下流地帯は地

盤変動により年々木曾川よりの淡水取水に困難をきたして各所に塩害を生じ、漸次上流に遡行している状態であって、木曾川の流量には関心を持っており、これについての対策を至急考慮願いたいとの要望とともに水利計画による次の点について回答を求めた。

①既得水利権の範囲内で従来行っていなかった畑地かんがいや天水田のかんがいを計画されているがかかることは可能かどうか。

②木津用水23.02 m^3/s 、宮田用水31.48 m^3/s は正式な水利権と認められるかどうか。

③計画によると右岸取水量6.63 m^3/s 、左岸取水量46.67 m^3/s であるがこれは明らかに既得水利権に基づく取水量を超過するものであると認められるかどうかについて文書をもって問合せがあった。

これに対して京都農地事務局長は、昭和31年(1956)1月14日付で三重県知事あて文書により下記の通り回答している。

①合口事業並び水路改修事業により従来行っていなかった畑地かんがいや天水田のかんがいを計画したから既得の水利権の範囲内で可能である。

②木津用水史の配水規定(昭和7年)によると用水期間の通水量は、東西元枵合流点水量標においてそう快期間の取水量は1.80m(23.02 m^3/s)となっており、その他の期間は1.52m(16.99 m^3/s)となっている。そのため慣行水利権はその量とした。用水史を根拠にした最大通水量を基にしたもので実際はこれより小さいものであった。

③宮田用水の既得水利権に基づく取水量は22.84 m^3/s とあるのは河川法による水利権として決定するために愛知県土木部通達(昭和8年4月)で宮田用水の必要量を22.84 m^3/s (819個)と通知した。これに対して宮田用水普通水利組合は、全地区必要水量を10町1個として必要水量として1,300個中地区内の悪水利用170個を差引いた1,130個、すなわち31.48 m^3/s を主張した。その後、現在の取水樋門(建設省設置)の設計取水量は31.48 m^3/s (1,130個)となっており、そのため宮田用水の慣行水利権は31.48 m^3/s とした。

④三用水の既得水利権は58.66 m^3/s でその他の期間は52.73 m^3/s となった。しかし、計画取水量は、右岸6.63 m^3/s 、左岸45.67 m^3/s で合計52.30 m^3/s であるから既得水利権をはるかに下回るものであり、下流部に対する影響はないものと考えられた。

こうした両者の主張により、昭和33年(1958)4月頃まで幾度となく会議がもたれその結果に至ったのである。

3) 濃尾用水事業の実施に伴う下流利水者の同意

下流利水者(長島土地改良区外3土地改良区理事長)の同意条件として相互に了解された下流利水者からの下記の要望書は昭和33年(1958)5月1日付で三重県知事より農林大臣宛に提出された。

①木曾岬村592町歩の用水対策を早急に講ずること。木曾下流農業水利事業の取水に支障を来す時はこれが対策については万全を期すること。

②頭首工操作規程により下流の意見を尊重し、渇水時には下流に放流を行うよう措置すること。この要望書に対して昭和33年(1958)5月26日付で京都農地事務局長から三重県知事宛下記の回答がなされ、下流水利権者の同意を得ることになった。

4) 期別取水の決定

期別取水に対して建設省は従来のように、灌漑期間を定めてその間に最大取水量と常時取水量を許可する方式をあらためて、年間を灌漑期と非灌漑期に大別し、さらに灌漑期を苗代期、代掻き期、

表2 濃尾用水関係水利権調査

用水名	水利権資料		水利権 (慣行を含む)	計 画
宮田用水	愛知県土木部通達 (昭和8年4月)	819個 22.84 m^3/s	31.48 m^3/s	(26.126 m^3/s) 26.041 m^3/s
	宮田用水主張	1130個 31.48 m^3/s		
	建設省施工現場樋門設計	31.48 m^3/s		
木津用水	宮田用水史	740個 20.61 m^3/s	23.02 m^3/s	(18.417 m^3/s) 18.417 m^3/s
	木津用水史配水規程による	水深1.82m 23.02 m^3/s		
羽島用水	許可水利権(昭和4年2月)	4.16 m^3/s	4.16 m^3/s	(6.57 m^3/s) 5.48 m^3/s
畑地灌漑 (左岸)			—	(1.129 m^3/s) 1.129 m^3/s
畑地灌漑 (右岸)			—	(0.06 m^3/s) 0.06 m^3/s
左岸 計			54.5 m^3/s	(45.67 m^3/s) 45.587 m^3/s
右岸 計			4.16 m^3/s	(6.63 m^3/s) 5.549 m^3/s
合 計			58.66 m^3/s	51.136 m^3/s

成育穂ばらみ期、それ以外の普通成育期に分けて、用水量いくらと言うように規定したいと主張していた。これは、宮川用水（昭和35年1月11日水利権許可）も含めて建設省の許可水利権に対する方針であり、条件でもあるとしていた。

これに対して農林省としての考え方はおよび処理の方法は次の様であった。

- ①計画書の用水計画の内容は最大取水量のみで計画されており、水利権は最大取水量で定めてその範囲内で取水すればよく、期別取水量は水利権の対象としていなかった。
- ②即ち、最大取水量は、代掻き末期の7月1日～5日（51.36 m^3/s ）と期別変化率の最大時である7月31日～8月9日（49.292 m^3/s ）が大きくこの数量の範囲内で取水するとの計画であった。
- ③水利使用に関する協議は最大取水量が主であり、期別取水量についてはあまり議論されず、宮川用水を含め、水利権の許可条件であればやむを得ないものとして了解された。当時は最大取水量さえ確保しておけば問題はなく、最大取水量以外は可変的なものであるとの考えもあった。
- ④期別取水については後日、問題となった苗代期（4月20日～6月20日）の取水量の根拠、苗代の播種期（4月20日～21日）における必要水量11.27 m^3/s に畑かん水量1.19 m^3/s を加えた12.46 m^3/s としたものであるがこの水量は、苗代期の水田必要水量としては十分であると考えられていた様である（苗代期用水量については、苗代面積1haにつき0.05ha、減水深は、100mmとして計算し、算出方法は代掻き期用水量に準じて行った）。

水利使用協議は、これにより既得水利権消滅の同意を得て、新しい許可水利権が昭和34年（1959）12月1日岐阜、愛知両知事から同意された。

このように、農業用水の水利権は期別・最大という期別・最大・総量のいわゆる3本内の2本の縛りが濃尾用水の協議ではじめられた。

3. 3 犬山頭首工の操作規程に関する協議

（昭和37年～昭和40年）

昭和37年（1962）7月犬山頭首工が完成し本操作規程の協議が精力的に行われた。農林省が示した操作規程第22条の「異常渇水時の措置」について、渇水時の対応流量100 m^3/s （今渡流量）と渇水

時における指示についての指示者の見解が論点であった。対応流量100 m^3/s については今渡堰提操作規程（昭和17年5月許可）において自然流量が毎秒100 m^3/s を以って制限流量とすることになった（今渡堰提操作規程は、日単位の逆調整を行い、均等放流をすべきこと、今渡堰提における自然流量が100 m^3/s を超過する場合のみ上流のダムはその超過分を貯留することができること、の二つの規程がその骨子をなしている）。そのため犬山頭首工操作規程で異常渇水時の対応流量を100 m^3/s としたものである。

これに対して下流利水者の代表三重県知事より、対応流量を100 m^3/s より上回った数字で決定するよう強い要請があり、岐阜、愛知、三重の三県、東海農政局および中部地方建設局との間で協議の結果、当分の間（木曾川総合用水馬銅頭首工取水開始まで）今渡流量が120 m^3/s に低下したときから渇水時の措置を行うよう建設省から操作規程承認の条件として指示されることで同意を得た。

3. 4 犬山頭首工の期別超過取水の取扱いと木曾川総合用水事業実施に関する協議

水資源開発公団が事業実施中の木曾川総合用水事業は水資源開発計画の一環として全体実施施設計画の採択がなされ昭和41年（1966）事業に着手した。一方、愛知用水公団が水資源開発中部支社（昭和43年（1968）10月1日）に承継され実施される。犬山頭首工から昭和39年（1964）からの取水実態は、当初より期別水利権の枠を大幅に超過するものであった。

これに対応して三重県知事および長島土地改良区外3土地改良区理事長から、すでに昭和39年（1966）から取水中の犬山頭首工の期別超過取水について、下流利水者が納得できる措置を行うよう強い要望があった。

即ち、昭和43年（1968）6月13日付、および昭和43年9月30日付で三重県知事より東海農政局長宛文書により、濃尾用水犬山頭首工の超過取水のための下流三重県の長島町および木曾岬村の自然取水に悪影響を及ぼし関係農民は不合理な負担を余儀なくされていることに善処方の要望があり、これに対して東海農政局長は善処することを約束した。

しかしながら、本問題を解決する方法としては根本的には木曾川総合用水事業を完成すること以外にないと判断された。

昭和44年（1969）7月17日、「濃尾用水犬山頭首工の超過取水に関連して、木曾川総合下流土地改良事業の負担の取扱いに関する確認書」が東海農政局長と三重県知事との間に交わされて、着工の運びとなった。

3. 5 木曾川総合用水事業の計画変更に関連する濃尾用水水利権改定に関する協議

昭和51年（1976）2月24日木曾川総合用水事業の計画変更にあたり、木曾川水系各用水事業を円滑に運営するために昭和44年（1969）8月20日付けの両局長了解事項の趣旨に基づき、東海農政局長、中部地方建設局長および水資源公団中部支社長の間で覚書が交換された。

この覚書の内容は、

- ①木曾川総合用水の利水上の安全性がより向上されるよう、将来の恒久対策について引き続き検討するものとする。
- ②当面の取水は、別添「木曾川総合用水等取水ルール」に基づき関係機関の理解と協力のもとに運用されるものとする。さらに、木曾川総合用水事業をはじめ木曾川水系全般にわたる水利利用の合理的な運用をはかるものとする。
- ③濃尾用水の取水については、木曾川総合用水事業との密接かつ有機的関連をもつものであり、岩屋ダムの施設管理方針の決定と一体的に措置されるよう、引き続き両省において内容を検討し、所要の措置を講ずるものとする。と言うものである。その中で、濃尾用水の水利利用および運用に関する今後の取り扱いについては、打合せの経緯と水利の実態を尊重し、木曾川総合用水と一体的に措置されるよう引き続き検討するものとする。なお、「木曾川総合用水等取水ルール」の濃尾用水に対する適用は前記の措置と合わせて総量として運用されるものとなっている。

これに対して関係三用水土地改良区は、濃尾用水の取水に対しては、木曾川における最古利水者との自負と現行水利権設定に際し、期別取水について十分な説明がなされていないということから慣行水利権は今でも存続しているものであり、期別水利権を撤廃し、最大取水量の範囲内での取水できる水利権に認められるべきであるとの主張してきた。

しかし、昨今の木曾川の水需要の逼迫からある程度の妥協もやむを得ないとの認識から濃尾用水

協議会（昭和52年（1977）4月開催）での取水の実態を尊重し、実績の総量および、水利権の最大値（51.14 m^3/s ）を下回らないように改訂して配慮することを条件とすることで一応の了解を得るに至ったとしているとしている。現況の木曾川水系水利権模式図は図2（次頁参照）の通り。

3. 6 冬期水利の試験通水

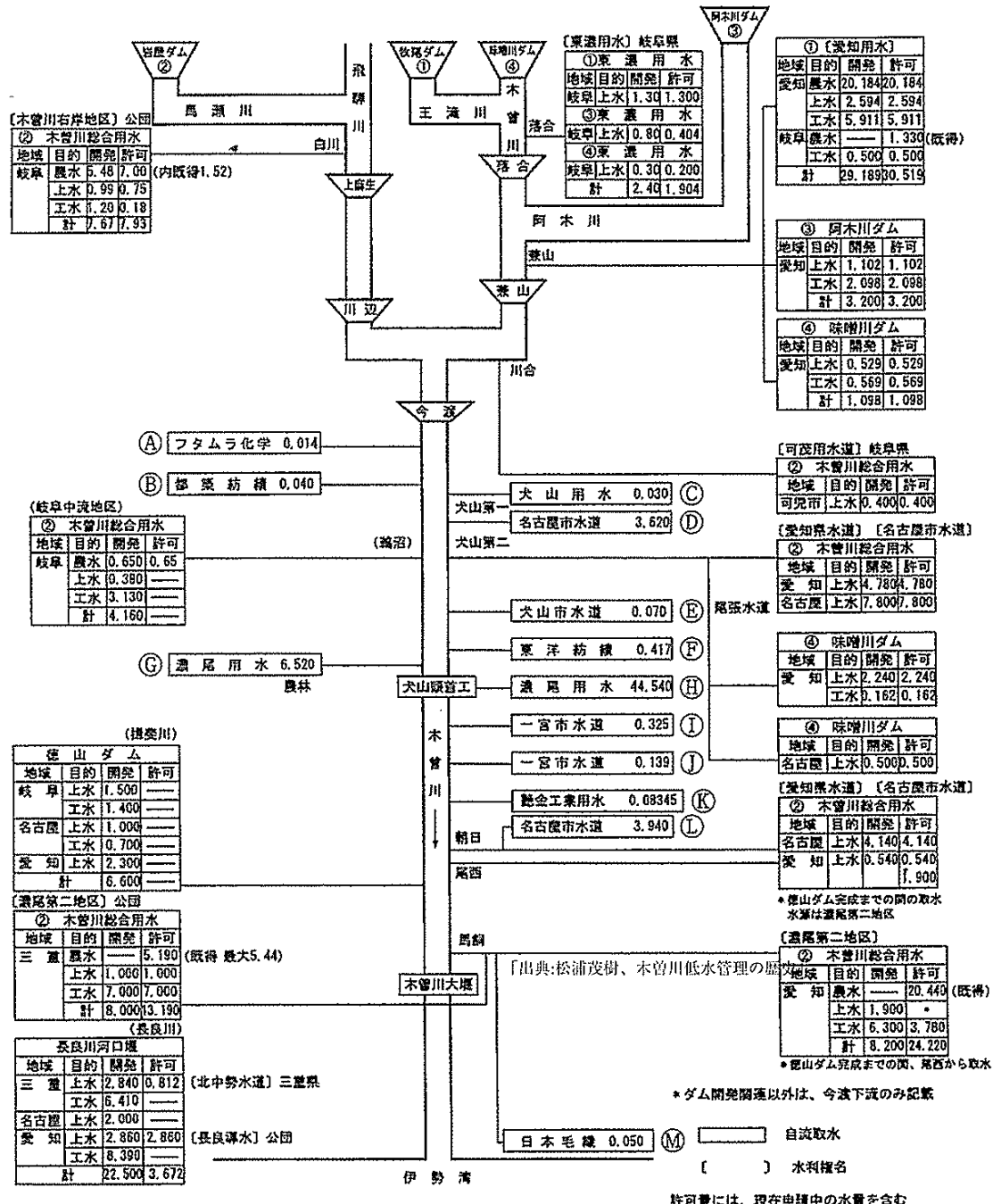
昭和47年（1972）5月20日濃尾用水協議会から、期別水利権の改正並びに冬期水利権の復活および設定についての要望をし、その後度々陳情していたが昭和60年（1985）3月15日から冬期用水（0.3 m^3/s ）の試験通水という形で実現し今日に至っている。

これがこれまでの昭和62年（1987）までの水利調整の協議の経緯である。

3. 7 濃尾用水の協議経緯を通してみた課題

- 土地改良法による水利権放棄の手続きは如何にあるべきかの課題である。手続きは未だ明らかになっておらず水利権の放棄の事務手続きが明確でないのである。水利権放棄の手続きには組合員の個人の同意を必要だとすれば現代で組合員の同意はどの範囲までとするのか明らかにする必要がある（土地改良法32条の重要案件の2/3の同意条件で良いのであろうか）。
- 現在下流地区に水利権を所持している会社（染色業）は今日的不況でT社の水利権放棄が問題となっている。その場合の権利の譲渡手続きを含め十分に法的手続きを検討する必要がある。
- 濃尾用水地域は、都市化に伴う農地の崩壊により、残存農地は平成20年初期計画面積の現在約50%となっている。実態の詳細な調査が必要で、如何に管理用水が必要と言われてもこの必要水量は妥当であろうか。妥当な積算方法が模索されるべきである。
- 水利利用実態の分析を踏まえ、番水制等の節水方式の検討がされる必要がある。
- 計画必要水量の見直しは、現在使われている減水深法等を見直しで算定される必要がある。
- 濃尾用水地域の必要水量は、全国で初めての最大取水量の決定、期別水利権、総量規制として見直された3本縛りの事例である。

このように複雑な協議の中で当事者は、国土交通省、農林水産省、愛知県、岐阜県、三重県、木津用水土地改良区、宮田用水土地改良区、羽島用



- ①愛知用水事業
- ②木曾川総合用水事業（水源施設は岩屋ダム）
- ③水源施設は阿木川ダム
- ④水源施設は味噌川ダム
- ①～④は、木曾川総合用水開発以前の許可水利権

図2 木曾川水系水利権模式図

水土地改良区等、水利権の所在や大きさ等が議論されており中々一筋縄では解決ができない。しかし、このような経緯を経てきている水利権協議も市民側から見れば

①濃尾用水の受益面積は約50%に減少しているにも関わらず当初の51.14 m³/sの取水がなぜ普通

なのか。事実、農業用水は余剰している。しかし、どこに余裕があるのか明確になっていない。そのためにも実態調査が必要である。

②このような水利用実態があるにも関わらずなぜ水利権は変更されないのか。

③このためには、必要水量の算定方式の見直しの

新しい算定方式を再検討されなければならない。

このような問題・実態は利根大堰をめぐる利水状況にも存在する。まず一歩一歩であるが節水のロードマップを明確にして進む必要がある。そのためには、これらの協議を始めるために農業側を包含した流域委員会の設立が望まれる。

4. 最近の新たな利水計画と課題

木曾川水系では、現在木曾川水系連絡導水路計画案が浮上している。この計画は、水需要分析が不十分の上に計画が策定されており、流水計画・利水整理が必要である。計画から見ても説得性を欠くものになっている。

木曾川水系河川整備計画案では、流水管理・水利用の現状について「許可水利権については、受益面積や農業形態の変化、取水量実績等を踏まえ、10年間で基本に水利権の見直しを行っている」としている。しかし、実態は水需要が見直されず、流水管理・水利用計画（木曾川水系連絡導水路計画）が策定されている。木曾川水系の農業用水は水利用の割合で大きな割合（約65%）を占めている。例えば、犬山頭首工から取水している濃尾用水は、昭和42年（1967）から平成17年（2005）の約20年間で17,900haから9,300haと48%に減少している。にもかかわらず水利権取水量（51.14 m³/s）は見直されていない。

従って、これらの既存の農業水利権の見直しが不十分なうえに流水管理・利水計画が策定されている。

国土交通省では、濃尾用水地域の灌漑面積が半減しても取水が変化しない理由として、農地のスプロール化に伴う配水管理用水が必要である。農地からの地下水補給源の負担の増大、非灌漑期の地下水を回復させるための初期用水量が必要である。用排水分離・乾田化に伴う減水深の増大、反復利用の減少により用水量の増大等が挙げられているが平均約25mm/day、地下水補給水は平均2.6mm/dayと推定されており、減少しない理由の説明にはならない（図3参照）。宮田用水地区では、末端では番水制で対応しているところが未だに存在していることを引き合いに出して用水量が減らない旨を説明しているが、これは用水土地改良区内部の特殊な事情により、長年何らかの改善策が行なわれていないことによるものである。潰廃した面積×（25.0mm-2.6mm）の水量は、どこで使用されているのであろうか。

農業用水を改善するためには、次の検討が必要である。

- ① 水利用の実態調査
- ② 番水制等の水利用の管理運用方法の検討

5. 渇水時の既存発電ダムの活用

現在、少雨化に伴う流水管理・水利用対策について農業用水の検討が不十分である。異常渇水に対処するために新たな水資源開発が必要と計画されているが日本の経済事情を勘案すれば無駄な公共事業は極力抑制すべきと思われる。

その調整事例として、木曾川の昭和61（1986）

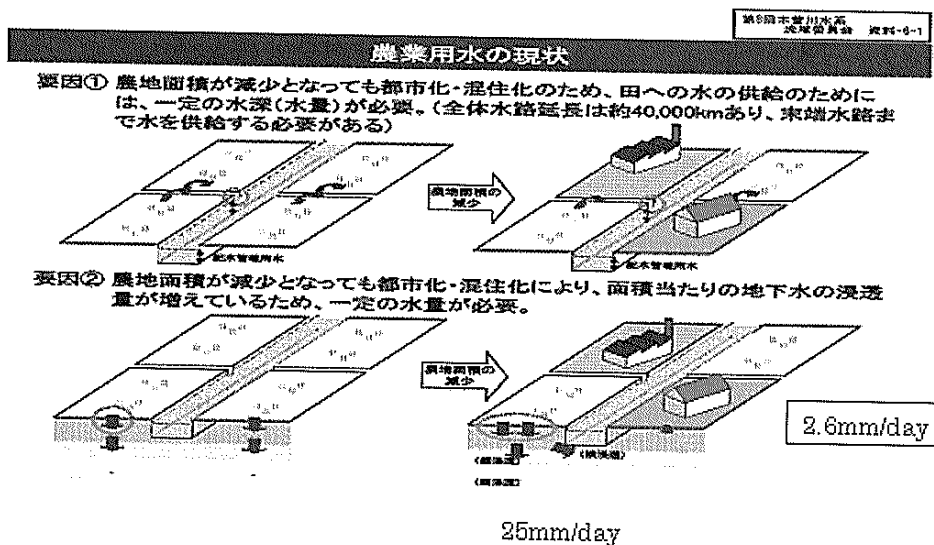


図3 国土交通省の農業用水が減少しない説明資料

年渇水では発電専用ダム（三浦、朝日等ダム）からの応援給水を仰いで対処した記録がある。それは、発電ダムの管理者の関西電力や中部電力に利水者である愛知県が減電補償を支払うという条件で渇水時の水利調整が行なわれた。このように、ハードな対策によらないソフトな対応は無数にあると思われる。

6. 農業用水の転用制度の構築

今後は、利水・水需要の面で特に農業用水の転用制度の構築を真剣に検討すべきである。ガバナンス、多方面の協議の運営メカニズム、市場の導入を検討し、①統合的水資源管理メカニズムの構築、②環境影響メカニズムの構築、③転用価格の形成メカニズムの検討を行なうべきである。

その中で、特に農業用水の転用制度の構築を図るべきである。そのために①農業用水の転用価格制度、②農業用水の転用補償制度、③農業用水の転用関連部門間の協議制度、④農業および農業用水の保護制度を検討すべきである。また、早急に、①流域の統合的水資源管理制度の構築、②用水の円滑な転用・譲渡の実施運営へ向けてのガバナンス、③農業用水の多目的事業の投入メカニズム検討、④農業用水の転用市場の形成と発展の促進、⑤農業用水の転用に関する法令整備の促進を図るべきである。

7. おわりに

都市化の中で、土地改良区（水利組合）は悩んでいる末期のガンに犯されているように何も改善策が見当たらず、ただ売れるかもしれない水資源と向かい合って、じっと大事に権利もない水利権を資産保持として抱えている。これでは今後の日本の水資源問題に対処することもできない。より水資源の効率的利用を考えた水利権制度を改善するしかない。

緊急の課題は、水資源開発、環境用水の設定で既存の農業用水が鍵を握っている。農業用水の必要水量の算定法の再構築、農業用水の転用制度の構築である。

最後に、余剰した農業用水は河川維持用水に還元すべきであり、例えば、木曾川水系、揖斐川の支流・根尾川では流域面積が389km²の流域に32m³/s

を取水する席田用水（慣行水利権）の山口頭首工が存在するがこの受益地は、都市化により灌漑面積がかなり減少している。にもかかわらず目一杯取水されているため下流部では夏場に関わらず河川は瀬切れ状態が生じている（写真1参照）。

鮎に優しい魚道作りが十数か所施工されているが魚道は瀬切れのため機能していない。今後は、新たな枠組みの流域委員会を設立し、地域の人々の知恵を生かし、既存の水資源を適正に再配分し、有効に活用し、河川環境維持用水を確保し生物に易しい水管理方式を検討する必要がある。



写真1 根尾川の瀬切れ状況（揖斐川との合流前）

【参考文献】

1. 農業土木学会：農業土木史，1979年
2. 佐藤政良：20世紀における農業用水の変遷，河川2000-12月号，2000年
3. 農業土木学会：木曾川水系農業水利誌，1985年
4. 岡本雅美：水田農業用水の計画需要量の推定法，水利科学，17巻2号，1973年
5. 岡本雅美：水利権問題の周辺 ジュリスト総合特集23号，有斐閣，1981年
6. 新沢嘉芽統：河川水利調整論，岩波書店，1962年
7. 新沢嘉芽統：水利の開発と調整，時潮社，1978年
8. 七戸克彦：わが国の水利権をめぐる新たな問題状況について，公営企業，2010年
9. 国土交通省：木曾川水系流域委員会関係資料，2009年
10. 田島正廣：木曾川の渇水が提起したものは何か，水資源環境研究，1988年
11. 田島正廣：統合的流域水資源管理における合意形成システムの検討，農業土木学会誌，62巻8号，2005年
12. 田島正廣編：世界の統合的水資源管理，（株）みらい，2009年

報告書「3 検証：利水」では、木曾川の水余りの状況を十分に説明していない。長良川河口堰の利水問題を検討する場合、木曾川の利水問題とは表裏一体のものである。

- ① 国交省は、近年少雨傾向により、ダムによる安定供給可能量は減少しており、必要な需要量に対して水は余っていないと主張している。
- ② これに対して、当専門委員会は、データを解析する中でその傾向は見られないと反論している。しかし、この議論は地球温暖化の中で水掛論に終わる可能性が高い。
- ③ 木曾川の利水を見ると全水利用の65%を農業用水が占める。農業用水の水利用実態を抜きに利水問題を検討することは出来ない。
- ④ 木曾川の利水は、今渡ダムの下流水量にあり、歴史的にも木曾川の水利調整の鍵である。
- ⑤ 歴史的な協議の産物は、今渡ダムからの下流責任放流量100m³/sとなっている。その内、下流犬山頭首工で取水する濃尾用水水利権は51m³/sで大きな値を占める（参照：表1 水利権および先に渡した田島のレポート、農業用水における水資源管理の実態と課題）。
- ⑥ その濃尾用水受益面積は、著しい都市化により、1967年18,000ha存在したものが2005年現在9,000haに40年間で半減しているが、取水量は変わっていない。この水利権の見直し協議は遅々として進んでいない（参照：濃尾用水受益面積の変化 図-2及び朝日新聞の記事）。
- ⑦ 濃尾用水の水利用実態が分かっておらず、許可水利権の設定は不可解なまま今日に至っている。
- ⑧ さらに、不思議なことに、年々受益面積が減少しているに関わらず、最近（1999年から2004年）の濃尾用水取水量は、随時増加している（参照 参考：図 実績取水状況、第8回木曾川水系流域委員会 資料6-1）。これはどのような要因によるものか説明されていない。
- ⑨ 11月7日資料P57によれば、「しかし、濃尾平野の主要農業用水において受益面積が半減するほどの減少をきたしている中で・・・」と記述しているが根拠の数字はどこにも見られない。
- ⑩ 従って、愛知県は、今後の木曾川水資源問題を検討するためにも、農業用水の水利用実態を喫緊に調査し、水利権を見直すべきである。
- ⑪ 本報告書では、今後の課題として農業用水の実態調査が必要であることを明記して頂きたい。

備考) 田島は、現在建設コンサルタント会社に所属しており、仕事上、表に出るは差し控

えていた。これまでP T事務局宛に、名前を伏せる形で関係資料を直接提供して来た。木本委員及び伊藤委員は、知人であり、木曾川の農業用水の水利用について記述して頂けるものと信じていました。しかし、その記述が無いまま報告書が作られたことは不満が残る。

表-1 許可水利権量 (m³/s)

取水別	用水名	灌漑期				非灌漑期 10/4-4/19
		苗代期 4/20-6/20	代掻期 7/1-7/5	成育穂ばらみ期 7/6-8/23	普通期 6/21-6/30 8/30-10/3	
左岸	木津用水	3.60	18.42	15.41	11.49	-
	宮田用水	6.66	26.04	26.12	19.35	
	畑地灌漑	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13
	小計	11.39	45.59	42.66	31.97	1.13
右岸	羽島用水	1.01	5.49	6.57	4.93	
	畑地灌漑	0.06	0.06	0.06	4.99	0.06
	小計	1.07	5.55	6.63	4.99	0.06
	合計	12.46	51.14	49.29	36.96	1.19

なお、許可水利権設定以前(昭和 33 年)の慣行水利権は、木津用水 23.02m³/s、宮田用水 31.48m³/s であり、羽島用水は合口前も許可水利権で 4.16 m³/s である。

注) 水利権の実態

濃尾用水地区の水利権は、第 3 回木曾川水系流域委員会の配布資料-7(利水-4)によれば濃尾用水の灌漑面積は、約 16,700ha、51.06m³/s となっている。濃尾用水の昭和 34 年 12 月 1 日付け、建設大臣から愛知・岐阜の両知事あて水利権量は下記のとおり。因みに、水利権水量(必要用水量)の算定式は、(減水深-有効雨量)×受益面積×水路損失(1.15)である。この三用水の濃尾用水、宮田用水、木津用水、羽島用水は国営工事濃尾用水事業(第一期)により取水口が統合されたことにより、その工作物、犬山頭首工は国有財産となり、従来、三つの用水で個別に存在した水利権は農林省に一括管理されている(2県にまたがる工作物は国が管理する河川法に基づいたもの)。

表-2 濃尾用水地区の受益面積の変化

	濃尾用水第一期計画 (昭和 34 年)		濃尾用水事業完成時 昭和 42 年度 (1967 年)		現況 (平成 17 年度 2005 年)		昭和 42 年から 平成 17 年の水 田面積の減少 率	
	田 (ha)	畑 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	減少田 (ha)	(%)
宮田用水	13, 146. 0	-	11, 581. 0	-	6, 310. 0	-	5, 271. 0	46
木津用水 (江南・扶桑 地区の畑地 灌漑用水を 含む)	5593. 3	1, 498. 1	4, 534. 1	1, 498. 1	1, 887. 7	904. 0	2, 646. 4	58
羽島用水	1, 752. 7	80. 0	1, 804. 6	-	1, 098. 6	514. 3	706. 0	39
計	20, 482. 0	1, 587. 1	17, 919. 7	1, 578. 1	9, 296. 3	1418. 3	8, 623. 4	48

受益面積は各土地改良区の下記調査による。

- 昭和 42 年度受益面積資料の出典：東海農政局木曾川水系農業水利調査事務所、濃尾用水地域における単位用水量調査報告書、昭和 60 年 3 月
- 現況(平成 17 年)面積資料の出典：宮田用水土地改良区のホームページ、木津用水総代会資料、広報羽島用水第 17 号、江南市役所および扶桑町役場からの聞き取り。

注) 濃尾用水地区の水田面積の変化

濃尾用水地区の受益面積は、水利権が設定された昭和 42 年以降、都市化による農地の潰廃により著しく減少している。表 1 は、昭和 42 年以降の受益面積の変化を表したものである。この表から明らかなように、宮田用水の受益地(水田)は、昭和 42 年から平成 17 年の 38 年間で 5,271ha(46%)減少し、木津用水は同期間で 2,646.4ha(58%)、羽島用水は同期間で 706.0ha(39%)が減少している。

濃尾用水地区の水田が全体で 8,623.4ha 実に 48%、減少している。約半分受益面積(水田)が宅地等に改変された計算になる。また、江南・扶桑地区の畑地灌漑面積は、昭和 42 年 1,498.1ha から平成 17 年 904.0ha に減少し、この間 594.1ha(40%)減少している。

受益面積が減少し、単純に同じ割合で必要な取水量が減少するとは思いません。むしろ、このようなスプロール化の潰廃により必要な管理用水量は増大し、灌漑初期の地下水位の低下を補うために灌漑初期の必要が増大し、地域の水環境の保全に環境用水が必要となる、等の問題も生じる。しかし、これらの要因による増加水量を差し引いても地区の受益面積

が約半分に減少した事実があるにも関わらず、従来の水利権水量がほぼ同量のまま取水されている現状に大いに疑問を生じる。

農地半減「水量そのまま」

濃尾用水 東海農政局が水利権主張

農地の面積が半減しても、農業用水は50年前のままの水量が必要——木曾川から農業用に取水している濃尾用水の水利権更新の交渉で、東海農政局がこたえを主張している。更新の期限は68年3月だったが、国土交通省中部地方整備局との調整がつかず、決着がつかないまま暫定延長を繰り返している。名古屋市長が撤退表明して揺れる徳山ダム導水路で愛知県と名古屋市長が水利権を争う毎秒4、5の10倍以上の水をめぐる調整のめどは立っていない。

(伊藤智雄)

濃尾用水は、木曾川の大山頭首工（愛知県大山市）で取水し、西側の名古屋北支や、東市、小牧市など尾張地方西部と岐阜県羽島市などの土地改良区に給水する。木曾川下流の水利権毎秒120リットルの4割以上を占め、最大だ。実際に水を使うのは改良区の農家だが、給水に頭首工を管轄する農政局が水利権者になっている。

国土交通省は各流域（岐阜県、愛知県、三重県）の下流の木曾川の水利権更新を許可する。だが、濃尾用水は江戸時代以来の水利権があり、代にさかのぼる前史があり、頭首工の建設主体も旧農林省で、別格の存在だ。

当初の水利権は30年有効で68年3月が更新時期だった。しかし、高度成長期に農地は激減しており、必要水量の割定も多量に超過。97年10

見直しは時間がかかるので、早急の数字をもとに協議している。協議は、さすがに06年の9960秒をもとにして

見直しは時間がかかるので、早急の数字をもとに協議している。協議は、さすがに06年の9960秒をもとにして

見直しは時間がかかるので、早急の数字をもとに協議している。協議は、さすがに06年の9960秒をもとにして

見直しは時間がかかるので、早急の数字をもとに協議している。協議は、さすがに06年の9960秒をもとにして

縦割り行政脱し調整を

20年以上前のデータを使い、10年遅れで権利更新。こんなやり方がまかり通ってきたのは、縦割り行政の弊害、というほかはない。

農政局は「由緒長い開発がとる進もつと農地がある以上、水を供給する責任がある」と言い張る。国民の税金を投入

20年以上前のデータを使い、10年遅れで権利更新。こんなやり方がまかり通ってきたのは、縦割り行政の弊害、というほかはない。

農政局は「由緒長い開発がとる進もつと農地がある以上、水を供給する責任がある」と言い張る。国民の税金を投入

20年以上前のデータを使い、10年遅れで権利更新。こんなやり方がまかり通ってきたのは、縦割り行政の弊害、というほかはない。

農政局は「由緒長い開発がとる進もつと農地がある以上、水を供給する責任がある」と言い張る。国民の税金を投入

20年以上前のデータを使い、10年遅れで権利更新。こんなやり方がまかり通ってきたのは、縦割り行政の弊害、というほかはない。

農政局は「由緒長い開発がとる進もつと農地がある以上、水を供給する責任がある」と言い張る。国民の税金を投入

農政局は前回同様、今回も隣接する非農地の地下に水が浸透するため、農地側の必要水量が逆に増える農業近代化のため排水路上排水路を分離して乾田化したら、水の蒸発量が増えたと主張している。地整局が増えた「とら」として従来の排水路をいった都市用水の水利権更新で1年以上かかったケースはない。河川の水は「公水」との位置づけがあり、余った水利は返上が基本だ。今年6月には、木曾川下流の馬飼頭首工で取水する愛知と三重の工業用水の水利権更新使用実態に合わせ、約9割減額を認めている。

「水は有償資源だ。みくもに自分の権利を主張し、土木開発をすすめるのは、木曾川下流の水利権120リットル中、農業用水は合計約10リットルを占める。下水道の川、工業用水は、より圧倒的に多い。排水水の量は、農業用水が排水権化に踏み切ったとたんに、多量半島などの長時間排水が一斉に緩和された。温暖化で海水の危険性が増す、というなら、最大の利水者の農業用水の合理的な見直しを抜きにはできない。」

もちろん農業側も兼業化がすすみ、節水がなかなか難しい、という事情もある。農地減少に比例して減額し、というのは簡単だろう。

でも改めて94年の失敗を繰り返さないよう、漏水時の水の融通について調整をしておくべきなのに、この件で94年以降、地整局と農政局は別の話し合いもしていない。

それどころか、名古屋市長が導水路事業に絡み、「（漏水対策で）土地改良区と話し合いたい」と発言したら、農政局の幹部が市役所に乗り込み、「（漏水対策は）河川管理者の専管事項であり、（利水者間）で取引することはない」と絶縁する始末だ。

本来は農政局と地整局を十分話し合っ、市民を安心させるべきではないのか。